



発行所 大阪市水産物卸協同組合 大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場内 郵便番号 553-0005 電話 (6469)3900番 http://www.suinaka.or.jp

仕入高と前年対比 table with columns for years (19/4~20/3), amount (百万円), and percentage (%).

第五十八回通常総会開催

危機管理への対応視野に！ 食育・魚食活動へ積極的な取り組み

組合の第五十八回通常総会は、五月二十九日(木)午後一時より業務管理棟十六階大ホールにおいて開催された。

細井理事長挨拶

過日、発生しました産地偽装事件で組合員が逮捕される事態が起きました。中央卸売市場を信頼されている一般消費者、また生産者の皆様方の期待を裏切ることになり、大変遺憾に思っています。



第一号議案

「平成十九年度(第五十七回)事業報告・財産目録・貸借対照表」

第二号議案

「平成二十年度事業計画案(第五十九期)承認の件」

「事業計画(抜粋)」 四月一日より業者間取引がJAS法で適用された。

第三号議案

「平成二十年度(第五十九期)収支予算案承認の件」

「資料A」を行った。尾崎総務委員長の説明

第四・五号議案

「組合費徴収方法変更案承認の件」及び第五号議案「共同精算に関する規約一部変更承認の件」

「山田総務委員長より提案理由が述べられた。第四号議案「組合費徴収方法変更案承認の件」について。

引き続き平成十九年度の決算について監事より処理は「正確で適正」との報告が行われた。その後、議長が第一号議案の承認の有無を議場に諮ったところ、全員異議なく原案通り承認可決された。

資料A 経費総額(及び差引き経費額)に対する各項目の金額と対象比率及び負担額

Table with columns for year, total revenue, total expenses, and various ratios. It is split into two parts for fiscal years 19 and 20.

八〇万円を組合の積立金として金四〇万円を組合に預託するものと、一鑑札あたり取引保証金として金五〇万円を組合に預託するに変わりました。また第四項につきましても、取引保証金の増額終了日は平成二十年九月三十日と定めておきます。

資料1 第4号議案 組合費徴収額変更承認の件

組合費徴収額を次のとおり変更する。

- 組合費徴収額変更案
1. 定期組合費（1鑑札につき、月額26,000円、年額312,000円をいう。以下同じ）は平成20年度（平成20年4月～21年3月）については年額212,000円とする。
 2. 定期組合費を年額100,000円減額し、売買取引保証金を同額徴収し積立てる。1鑑札当たりの組合費、売買取引保証金の月額及び年額は次の明細表のとおりとする。

年 月	組 合 費	売 買 取 引 保 証 金	合 計
平成20年4月	26,000円		26,000円
平成20年5月	26,000円		26,000円
平成20年6月		26,000円	26,000円
平成20年7月	26,000円		26,000円
平成20年8月	26,000円		26,000円
平成20年9月	4,000円	22,000円	26,000円
平成20年10月	26,000円		26,000円
平成20年11月	26,000円		26,000円
平成20年12月	26,000円		26,000円
平成21年1月	26,000円		26,000円
平成21年2月	26,000円		26,000円
平成21年3月	26,000円		26,000円
年 間 計	212,000円	100,000円	312,000円
増額前金額		400,000円	
増額後金額		500,000円	

3. 組合経費の内、定期組合費で負担すべき額を減額するため、組合積立金を取崩して充当する。
4. 実施は平成20年4月より平成21年3月までの1年間の事業年度を対象とする。

第5号議案 共同精算に関する規約一部変更承認の件

共同精算に関する規約第4条を次のとおり変更する

共同精算に関する規約変更案	現行共同精算に関する規約
<p>第4条 組合員は、1鑑札当たり取引保証金として金五拾萬圓を組合に預託するものとする。</p> <p>但し、 ①組合員は組合会までこの保証金の返還を求めるとはできない。 ②組合員はこの保証金を譲渡又は質入その他いかなる担保に供することもできない。 ③組合に債務を負担する組合員が組合を脱会するときは組合はこの保証金を直ちに当該債務と相殺することができる。 ④この保証金は平成20年9月30日をもって上記金額となるよう預託するものとする。</p>	<p>第4条 組合員は、1鑑札当たり取引保証金として金四十萬圓を組合に預託するものとする。</p> <p>但し、 ①組合員は組合会までこの保証金の返還を求めるとはできない。 ②組合員はこの保証金を譲渡又は質入その他いかなる担保に供することもできない。 ③組合に債務を負担する組合員が組合を脱会するときは組合はこの保証金を直ちに当該債務と相殺することができる。 ④この保証金は平成16年3月31日をもって上記金額となるよう毎月一定額を預託するものとする。</p>

(変更理由) 組合費徴収額変更に基づき、売買取引保証金が増額されたことによる。

資料2 食品事業者向け5つの基本原則の提示

各食品事業者に対して、以下の5つの基本原則と、基本原則ごとの具体的な取組方針及び具体的な行動を示し、それを参考としながら実際の取組を進めることを働きかけ。

食品製造事業者・食品輸入事業者、食品製造小売事業者、外食事業者、中食事業者、生鮮食品卸売事業者、食品小売事業者の6つの主要業種について提示。

- 基本原則1 消費者基点の明確化**
- 消費者を基点として、消費者に対して安全で信頼される食品を提供することを基本方針とします。
〔具体的な取組事項〕 取組方針の消費者への明確化、消費者が必要とする各種情報の提供、安全と品質を確保し続ける必要性の社内への浸透、5つの基本原則に基づく社内取組の点検・検証と改善等
- 基本原則2 コンプライアンス意識の確立**
- 取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、法令や社会規範を遵守し、社会倫理に沿った企業活動を進めていきます。
〔具体的な取組事項〕 コンプライアンスに関する方針(企業行動規範)の策定、経営者が先頭に立った組織体制(内部通報体制等)の整備、経営者による強い意思の表明、社内教育訓練や研修、内部監査等の実施等
- 基本原則3 適切な衛生管理・品質管理の基本**
- 安全で信頼される食品を消費者に提供するために、適切な衛生・品質管理をしていきます。
〔具体的な取組事項〕 商品開発・原材料の受入れ・製造・出荷等の各過程における必要な確認・対応、安全を脅かす有害要因の混入防止、適切に実行するためのルールやマニュアルの作成等
- 基本原則4 適切な衛生管理・品質管理のための体制整備**
- 適切な衛生・品質管理を行う体制を整備し、それが形骸化しないよう改善を行います。
〔具体的な取組事項〕 商品開発時の科学的・合理的根拠に基づく賞味期限(消費期限)の設定、品質保証部門(担当者)の設置による品質管理水準の向上、内部監査等の実施、原材料・食品管理やトレーサビリティ確保のためのシステムの整備等
- 基本原則5 情報の収集・伝達・開示等の取組**
- 消費者などの信頼や満足感を確保するため、常に誠実で透明性の高い双方向のコミュニケーションを行います。
〔具体的な取組事項〕 消費者が必要とする情報の正確でわかりやすい提供、表示や広報・宣伝活動における誤認・誤解のおそれがない表現の使用、消費者相談窓口の設置、食品事故発生時における適切な対応、事故対応マニュアルの整備等

第三十回 近畿地区連総会 細井会長を再任

近畿地区仲卸組合で組織する近畿地区水産物卸組合連合会(会長・細井慎蔵大阪水産物卸協同組合理事)は二十四日午後、第三十回の定時総会を大阪で開催した。

細井会長は、二月に発表したチリメンの産地偽装に触れ、再発防止に組合を挙げて取り組んでいると説明。また、消費税の引き上げについては、全国連に設置された対策委員会を通じて対応したいと語った。

開催宣言後、細井会長を議長に選出し、第一号から第四号議案までを審議、全て原案通り承認可決された。任期満了に伴う役員改選で、細井会長が再任された。

又、副会長には田中辰夫神戸水産物卸協同組合理事長、池本周三都全魚類卸協同組合理事長、山口秀雄大阪府水産物卸協同組合理事長、佐藤高史大阪市東部水産物卸協同組合理事長、木本慧大阪市水産物卸協同組合副理事長、常深浩神戸海産物卸協同組合理事長が就任した。

今回は、当組合の当番が開かれ、会員六十五名が参加した。二十年度の事業計画は次の通り(抜粋)。

水産業界を取り巻く環境は、生産の伸び悩みや、産地価格の上昇に加え、少子高齢化の一層の進行など依然として厳しい状況が続いている。

市場流通が大きく変わる中において、仲卸業者が長い歴史の中で築き上げた水産物の円滑な流通を最大限に活用し、消費者のニーズにあった水産物の安定供給を図る。

食の安心・安全に対する消費者の要請は従来にも増しており、食品衛生法、JAS法など諸法令を遵守した衛生管理の徹底、原産地や種別の適正な表示の取組みをさらに推進する。

このため、近畿地区水産物卸組合連合会の各組合間にもより、上部団体である全国水産物卸連合会とも連携を密にし、本年度は次の事業を行う。

一、流通の変化に対応した仲卸機能の強化について、情報交換と連携に努める。

二、毎月「十日はさかなの日」の普及等、食育と需要拡大運動に取り組む。

三、消費税の引き上げについては、全国水産物卸組合連合会に設置された対策委員会を通じて、今後の情勢を見据えながら対応する。

四、業界の意見を集約し、業界の意向を反映するため、関係官庁へ働きかける。

五、会員に必要な調査並びに研修会、講演会等を開催する。

第六号議案

「選挙管理委員任期満了による選任の件」が上程された。選任については議長が一任され、次の各氏が選任された。

◎鮮魚部(六名)
田浦久光、吉岡均、北尾正昭、水岡良治、山見三郎、水田靖彦、◎塩干魚部(四名)
田中利弘、松田義弘、東中祥晃、前野互弘、総会は午後二時、全議案の審議を終了、何れも原案通り承認可決され閉会した。

総会終了後、森下市長は、平松市長の祝辞を代読。「消費者への安全・安心で安定供給を」と述べた。

行方中央卸売市場の役割は重要であり、市民に貢献する市場づくりを今後進めてほしい」と述べた。

農水省が食品業界の信頼性向上自主行動計画 策定の手引きを公表

食品業界では偽装表示等の不祥事が頻発し、食品業界全体に対する消費者の信頼を揺るがしかねない状況となっている。

法令遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保し向上させていく取組みは、基本的に各食品事業者が取り組むべき性質のものである。しかしながら、食品事業者の不祥事が相次いだことから各食品事業者団体による業界挙げての積極的な取組みは極めて重要である。

このため、食品業界の信頼性向上自主行動計画「策定の為の手引き」五つの基本原則(資料2参照)とは次の通り。

①消費者起点の明確化
②コンプライアンス意識の確立
③適切な衛生管理・品質管理の基本
④適切な衛生管理・品質管理のための体制整備
⑤情報収集・伝達・開示等の取組み

(内容については、農水省ホームページでも閲覧可能)



2008年「おさかな」 絵画コンクールの作品募集!

～どしどしご応募下さい!～

主催：大阪おさかな普及協議会

- 【募集期間】平成20年7月1日～9月30日(当日消印有効)
- 【応募資格】大阪府下在住の高校生以下
- 【テーマ】おさかな(おさかなを自由に表現してください)
- 【応募規定】◎サイズ/四つ切画用紙(37cm×52cm)
◎画材/水彩絵の具、パステル(クレヨン、色鉛筆など)
◎応募用紙、又は作品の裏に必要事項(住所・氏名・年齢・学校名・学年・クラス・それに作品のテーマや簡単な説明文)を記入の上、作品の裏に貼り付けてください。
※応募作品の著作権は主催者に帰属します。応募作品の返却はいたしません。
※入選作品の中から大阪府主催のイベントポスターに利用する場合があります。
- 【応募先】〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86
大阪水産物卸協同組合内 大阪おさかな普及協議会 宛
TEL.06-6469-3908 (応募用紙をお渡します)
- 【発表】平成20年10月中旬 ※入賞者には、学校を通じて連絡すると共に個人宛にも連絡します。
- 【展示発表】平成20年10月下旬より1ヶ月 大阪市中央卸売市場本場内1F研修室にて展示
(予定)授与式：平成20年10月25日(土)
- 【賞】①高校生・中学生の部 ②小学生以下の部
- | 賞 | 入賞数 | 副賞(図書カード) | 賞 | 入賞数 | 副賞(図書カード) |
|--------------|-----|-----------|--------------|-----|-----------|
| 大阪府知事賞 | 1名 | 3万円相当 | 大阪市長賞 | 1名 | 2万円相当 |
| 大阪府教育委員会賞 | 1名 | 2万円相当 | 大阪市教育委員会賞 | 1名 | 1万円相当 |
| 大阪おさかな普及協議会賞 | 2名 | 1万円相当 | 大阪おさかな普及協議会賞 | 2名 | 5千円相当 |
| 入賞 | 20名 | 3千円相当 | 入賞 | 20名 | 2千円相当 |

【後援】大阪府、大阪府教育委員会、大阪市、大阪市教育委員会
【協力】大阪市中央卸売市場本場市場協会